

■ ジェンダー平等とコロナ下の日本社会 ～コロナ下で顕在化した男女共同参画の課題と未来～

内閣府男女共同参画局

はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の感染拡大は、各国の弱いところを露わにした。我が国においては、男女共同参画・ジェンダー平等の遅れが露呈することとなった。

我が国では、平成13（2001）年に第1回の男女共同参画会議^{*1}が開催されてから、既に20年が経過し、この間、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」の制定など、男女共同参画には一定の進展が見られているが、いまだに多くの課題も残されている。

令和3（2021）年3月に世界経済フォーラムが公表したジェンダー・ギャップ指数における我が国の総合順位は156か国中120位で、G7の中で最下位、G20の中でも下位という状況であり、国際社会では当然の規範であるジェンダー平等の理念が必ずしも共有されていない。グローバル化が進む中、ジェンダー平等への取組の遅れは、世界的な人材獲得や投資を巡る競争を通じて、我が国経済の成長力にも関わる問題である。

新型コロナの感染拡大は、令和2（2020）年の年明け頃から世界規模で人々の生命や生活に大きな影響を及ぼしているが、とりわけ女性の生活や雇用への影響が深刻である。我が国では、令和2（2020）年4月7日に1回目の緊急事態宣言が発出されたが、外出自粛等の影響は、サービス業、とりわけ飲食・宿泊業等を直撃し、非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が急速に悪化した。同時にこれまで見過ごされてきたことや、潜在的にあったものの表面化してこなかった諸問題、例えば、経済的・精神的DV（配偶者暴力）、ひとり親世帯、若年女性・女性の窮状、女性の貧困等がコロナ下で可視化され、改めて男女共同参画の進展状況について疑問の声が上がるようになり、私たちが向き合うべき課題として社会に共有された。

このような状況を踏まえ、令和3年版男女共同参画白

書（令和3（2021）年6月11日閣議決定）^{*2}では、特集編で「コロナ下で顕在化した男女共同参画の課題と未来」と題して、雇用情勢の急速な悪化に伴う就業面への影響や、感染対策等に伴う生活面への影響について統計・データを用いて概観するとともに、コロナ下で改めて注目されたテレワーク等の「新しい働き方」や「新しい暮らし方」についてジェンダーの視点からの整理・分析を行っている。

本稿では、この令和3年版男女共同参画白書を中心に、後述する内閣府の有識者会議「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」の報告書（令和3（2021）年4月28日）や、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」（令和3（2021）年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）等を参照しつつ、「ジェンダー平等とコロナ下の日本社会」について考察する。

なお、統計・データについては、令和3年版男女共同参画白書掲載のものを使用しており、おおむね令和3（2021）年3月末時点となっている。

1. コロナ下で顕在化した男女共同参画の課題～就業面～

(1) 労働市場への影響

はじめに、男女共同参画の視点からの新型コロナの感染拡大の影響と課題について把握するため、我が国で新型コロナの感染が拡大した令和2（2020）年以降（以下、コロナ下）の男女の就業に関する状況を概観していく。

平成31（2019）年1月以降の雇用者数の推移を見ると、男女ともに、緊急事態宣言が発出された令和2（2020）年4月に前の月と比べて大幅に雇用者数が減少しており、男女で比較すると、女性は74万人の減少、男性は35万人の減少と、女性の減少幅は男性の約2倍となっている。その後の雇用者数の推移は、男女ともに持ち直しの動きが見られるものの、令和2（2020）年11月頃からおおむね横ばい圏内で推移しており、依然としてコロナ下以前

の水準を下回っている（図1）。また、雇用形態別雇用者数（役員を除く）の前年同月差の推移を見ると、女性は正規雇用労働者の増加が続く一方、非正規雇用労働者は令和2（2020）年3月以降、13か月連続の減少となっている（図2）。

産業別雇用者の雇用形態別割合を男女別に見ると、女性は雇用者（役員を除く）の半分以上が非正規雇用労働者であり、特に「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」は、雇用者（役員を除く）全体における女性の非正規雇用労働者の割合が高くなっている。一方、男性は正規雇用労働者の割合が高く、雇用者（役員を除く）の約8割が正規雇用労働者となっている（図3）。

こうした中、緊急事態宣言中（令和2（2020）年4月から5月）の就業者数の推移を産業別に見ると、前年同月差の一月当たり平均で、女性は「飲食サービス業

（25.0万人減少）」、「生活関連サービス業、娯楽業（17.0万人減少）」、「小売業（15.5万人減少）」の順に、男性は「飲食サービス業（13.0万人減少）」、「建設業（12.0万人減少）」、「製造業（10.5万人減少）」・「小売業（10.5万人減少）」の順に、減少幅が大きい結果となった（図4）。

(2) ひとり親世帯等の状況

続いて、ひとり親世帯への影響を見ていく。我が国のひとり親世帯の86.8%は母子世帯である。母子世帯は平均年間就労収入が200万円であるなど経済的に厳しい状況に置かれていることが多くなっている。こうした中、令和2（2020）年7～9月期平均の完全失業率への影響^{*3}を見ると、子供のいる有配偶の女性にはほとんど影響が見られない一方、母子世帯の親には約3%ポイントの押し上げ要因となっている（図5）。

また、令和2（2020）年に実施された調査¹⁾によると、

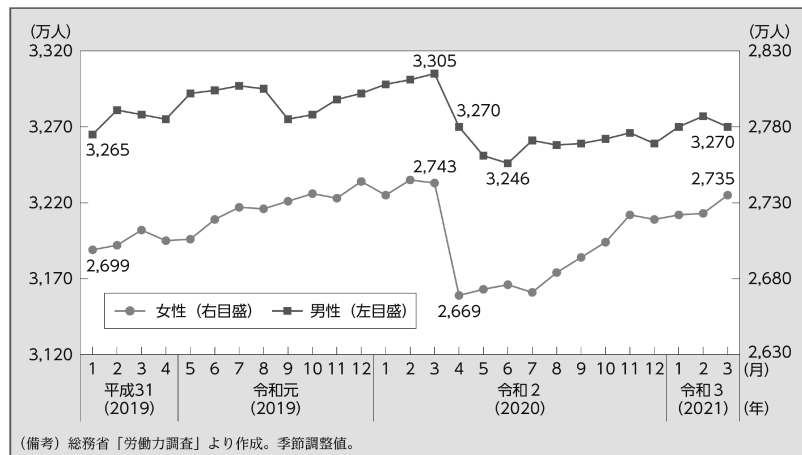


図1 雇用者数の推移

出典：令和3年版男女共同参画白書、13頁

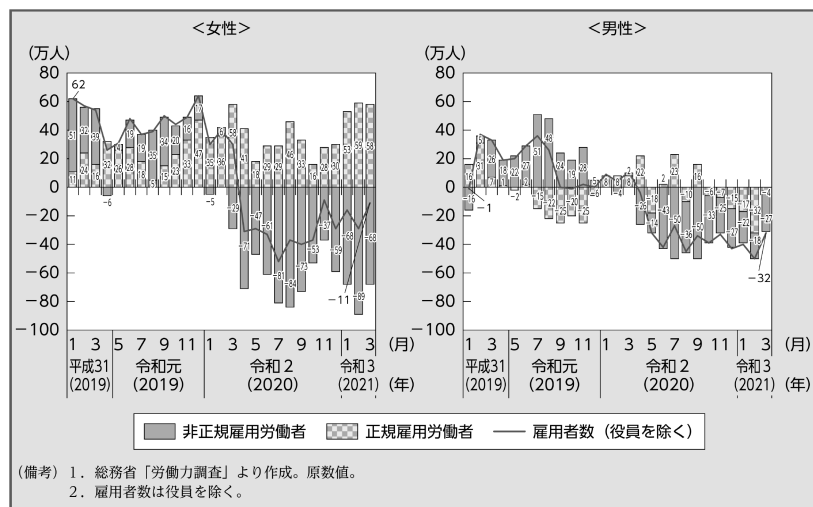


図2 雇用形態別雇用者数の前年同月差の推移

出典：令和3年版男女共同参画白書、13頁

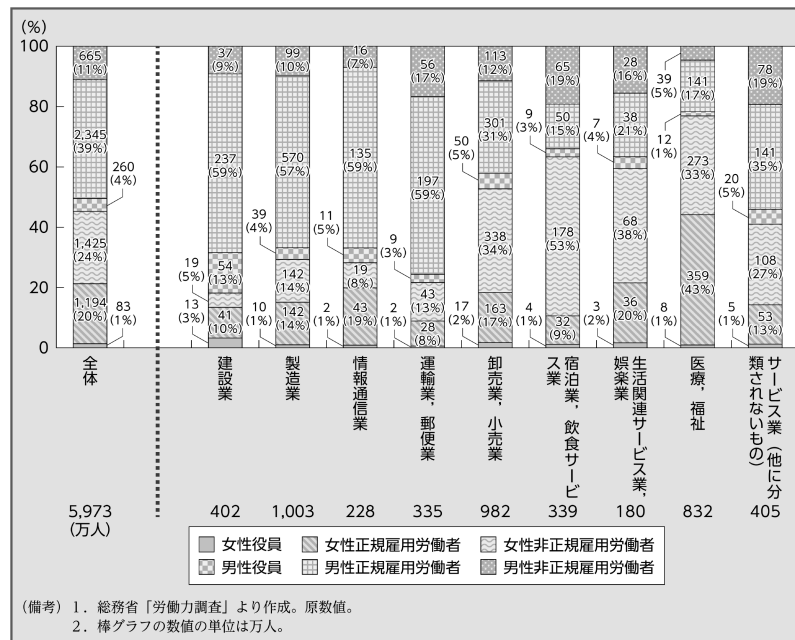


図3 産業別雇用者の雇用形態別割合（令和2（2020）年）

出典：令和3年版男女共同参画白書，14頁

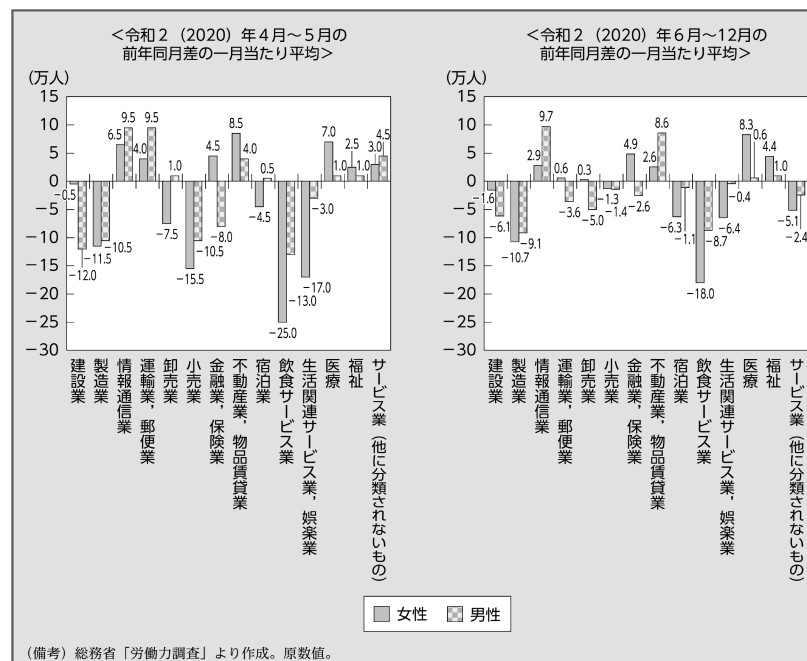


図4 産業別就業者数の前年同月差の推移

出典：令和3年版男女共同参画白書，10頁

令和2（2020）年末に向けての暮らし向きが「苦しい」と回答したひとり親は60.8%に上った。さらに、直近1か月間に必要とする食料が買えないことが「あった」と回答したひとり親は35.6%であった。

家計が厳しい状況にある世帯は、ひとり親世帯に限らない。例えば、コロナ下において、経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいる「生理の貧困」が注目さ

れている。生理の貧困は、女性の健康の観点に加えて、女性としての尊厳の観点からも重要な課題である。

このように、ひとり親世帯や若年女性、単身女性など、様々な困難を抱える女性に寄り添う、多様な支援の必要性が高まっている。

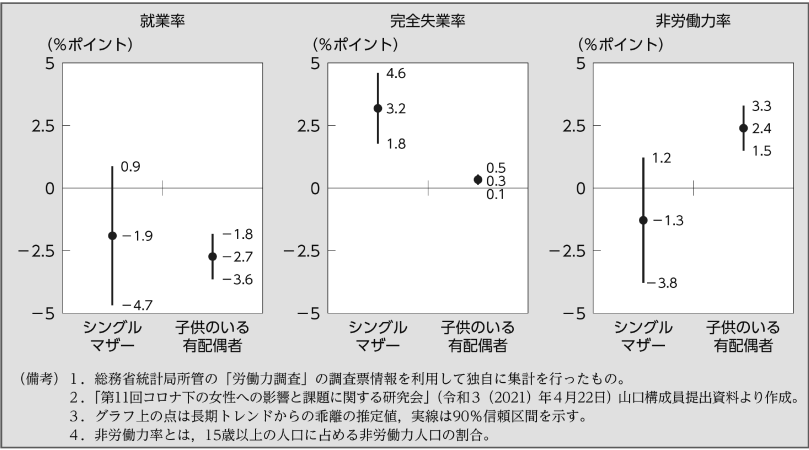


図5 子供のいる有配偶者とシングルマザー（令和2（2020）年7～9月期平均）
出典：令和3年版男女共同参画白書，19頁

<女性>				<男性>			
		3～5点				3～5点	
		それ以下				それ以下	
<全体>		(n=1,885)		<全体>		(n=3,013)	
		20.9				18.0	
		79.1				82.1	
農業・林業・漁業		(n=19)		農業・林業・漁業		(n=38)	
		5.3				2.6	
		94.7				97.4	
鉱業・採石業・砂利採取業		(n=4)		鉱業・採石業・砂利採取業		(n=3)	
		0.0				0.0	
		100.0				100.0	
建設業		(n=79)		建設業		(n=167)	
		10.1				12.6	
		89.9				87.4	
製造業		(n=212)		製造業		(n=672)	
		12.3				13.8	
		87.7				86.2	
電気・ガス・熱供給・水道業		(n=17)		電気・ガス・熱供給・水道業		(n=46)	
		17.6				19.6	
		82.4				80.4	
情報通信業		(n=45)		情報通信業		(n=175)	
		4.4				5.7	
		95.6				94.3	
運輸業・郵便業		(n=64)		運輸業・郵便業		(n=193)	
		21.9				26.4	
		78.1				73.6	
卸売業		(n=41)		卸売業		(n=148)	
		12.2				13.5	
		87.8				86.5	
小売業		(n=177)		小売業		(n=182)	
		25.4				20.3	
		74.6				79.7	
金融業・保険業		(n=83)		金融業・保険業		(n=130)	
		13.3				14.6	
		86.7				85.4	
不動産業・物品賃貸業		(n=35)		不動産業・物品賃貸業		(n=74)	
		0.0				14.9	
		100.0				85.1	
宿泊業・飲食サービス業		(n=121)		宿泊業・飲食サービス業		(n=74)	
		27.3				23.0	
		72.7				77.0	
教育・学習支援業		(n=127)		教育・学習支援業		(n=139)	
		21.3				24.5	
		78.7				75.5	
医療・福祉業		(n=336)		医療・福祉業		(n=233)	
		42.9				39.5	
		57.1				60.5	
他サービス業		(n=312)		他サービス業		(n=449)	
		16.3				14.7	
		83.7				85.3	
その他の産業		(n=213)		その他の産業		(n=290)	
		11.3				20.7	
		88.7				79.3	

(備考) 1. 「令和2年度 男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」(令和2年度内閣府委託調査)より作成。
2. 黄色網掛けは、全体値よりおおむね5%ポイント以上大きい箇所を指す。
3. 自身の仕事について、1～20図のコロナ下でストレスを感じやすいと思われる項目にいくつ当てはまるかを点数化したものを業種別・男女別に集計。
※ 1項目該当の場合1点、2項目該当の場合2点、3項目該当の場合3点、4項目該当の場合4点、5項目該当の場合5点、いずれも該当しない場合0点と点数化した。

図6 業種別コロナ下でストレスを感じやすい仕事度合い
出典：令和3年版男女共同参画白書，23頁

(3) コロナ下でストレスを感じやすい仕事

コロナ下では、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との持続的な両立を図っていくにあたり、十分な感染防止策を講じながら仕事を行う必要がある。

自身の仕事について、「仕事に感染症リスクがある」、「不特定多数の人と接触を伴う仕事である」など、コロナ下でストレスを感じやすいと思われる項目にいくつ当てはまるか（以下、コロナ下でストレスを感じやすい仕事度合い）を調査した結果を業種別に見ると、男女ともに、「医療・福祉業」が最も高い業種となった。なお、「医療・福祉業」以外では、女性は「宿泊業・飲食サービス業」、「小売業」で、男性は「運輸業・郵便業」、「教育・学習支援業」で、それぞれコロナ下でストレスを感じや

すい仕事度合いが高い結果となった（図6）。

また、令和2（2020）年4月に発出された緊急事態宣言中の心理状況について男女で比較すると、男性より女性の方が「仕事の負担が大きすぎると感じた」、「家計の先行きが不安に感じた」、「健康を守る責任が大きすぎると感じた」などと回答した割合が高い結果となった。さらに、同割合は、おおむねコロナ下でストレスを感じやすい仕事度合いに比例して高くなる傾向も見られた（図7）。このことから、特にコロナ下でストレスを感じやすい仕事に従事する女性が、様々な心理的不安を感じる機会が多かったことがうかがわれる結果となった。



図7 コロナ下でストレスを感じやすい仕事度合い別 緊急事態宣言中(令和2(2020)年4～5月)の心理状況

出典: 令和3年版男女共同参画白書, 24頁

(4) 学校の休校等による影響

学校の休校等^{*4}による子育て女性の就業状況への影響を見てみる。

末子が未就学又は小学生である有配偶女性(以下、この節では「子供のいる女性」と子供のいない有配偶女性(以下、この節では「子供のいない女性」)の就業率について、令和2(2020)年の実測値と予測値^{*5}の差(以下、コロナ効果)を比較する。次に、コロナ下における子育て女性の就業率低下の原因を、①新型コロナの感染拡大を原因とした労働需要の減少、②休校を原因とした労働供給の減少、③その他新型コロナの感染拡大を原因とした労働供給の減少(不安など)の3つとしたうえで、子供のいない女性については①及び③は当てはまるものの②は当てはまらないものとみなし、子供のいる女性と子供のいない女性のコロナ効果の差を計算することで、休校による影響を推定^{*6}する。

コロナ効果の推移を見ると、子供のいない女性の就業率への効果と比べて、子供のいる女性の就業率への押し下げ効果が大きいことが分かる(図8)。また、同様の視点で、休業率、完全失業率、非労働力率を比較すると、特に非労働力率において差異が見られ、子供のいない女性の非労働力率より、子供のいる女性の非労働力率が高く推移していることも分かる(図9)。

以上から、休校の影響により、子供のいる女性の就業率が低下し、非労働力率が上昇している可能性がうかがえる。

2. コロナ下で顕在化した男女共同参画の課題～生活面～

(1) 女性に対する暴力の状況

次に、コロナ下における人々の生活に関する状況について概観していく。

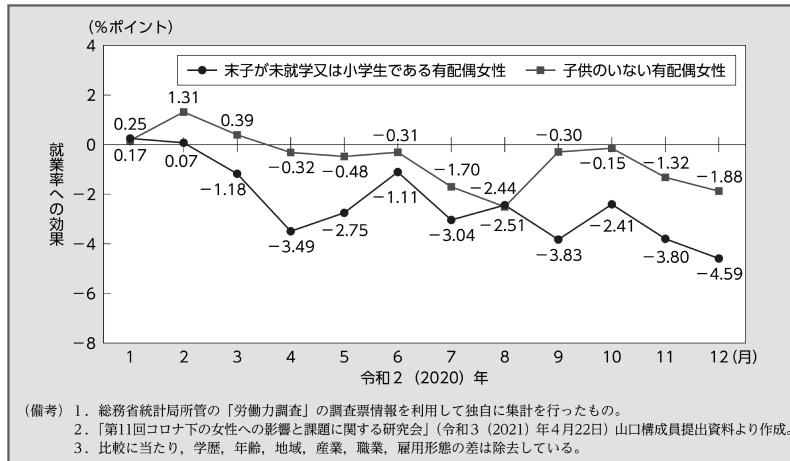


図8 2つのグループ間での「コロナ効果」の比較：就業率への効果

出典：令和3年版男女共同参画白書、25頁

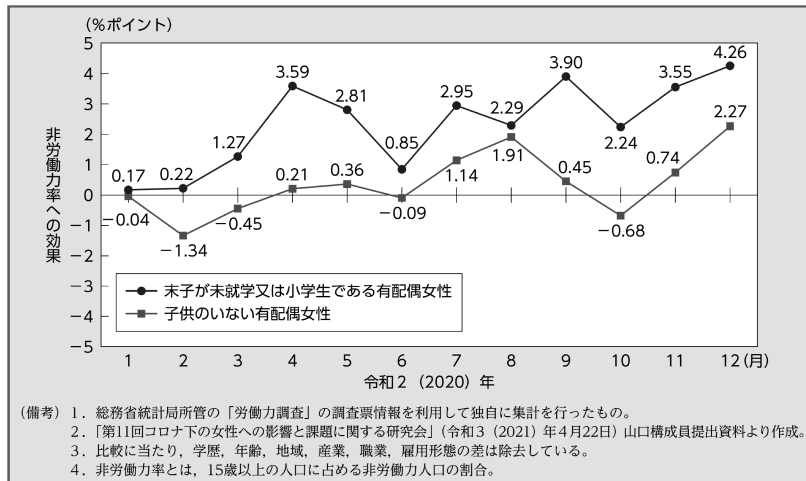


図9 2つのグループ間での「コロナ効果」の比較：非労働力率への効果

出典：令和3年版男女共同参画白書、27頁

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。しかしながら、コロナ下の生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等によって、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されている。

全国の配偶者暴力相談支援センターと後述する「DV相談プラス」に寄せられた令和2(2020)年度のDV(配偶者暴力)相談件数は19万0,030件で、前年度比で約1.6倍に増加している(図10)。

このような状況を踏まえ、内閣府では、令和2(2020)年4月から、新たな相談窓口として「DV相談プラス」を開設している。「DV相談プラス」は、24時間の電話相談対応、WEB面談対応、10の外国語での相談対応を行っているほか、電話ができない場合にも相談できるようにSNS・メール相談も行っている。

また、内閣府が令和3(2021)年3月に公表した「男

女間における暴力に関する調査報告書」によると、無理やりに性交等をされた被害経験のある女性は約14人に1人に上る。被害を受けた時の相手は、「まったく知らない人」が全体の約1割、女性では「交際相手・元交際相手」が約3割、男性では「通っている(いた)学校・大学の関係者」が約2割であった。コロナ下で性犯罪・性暴力に関する相談件数も増加している。性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの令和2(2020)年度の相談件数は5万1,141件で、前年度比で約1.2倍に増加している。

(2) 自殺の状況

続いて、平成31(2019)年1月以降の自殺者数の推移を見ると、女性では令和2(2020)年6月以降、男性では令和2(2020)年8月以降、前年同月差で増加傾向にあることが分かる。一方、増加幅を男女で比較すると、女性

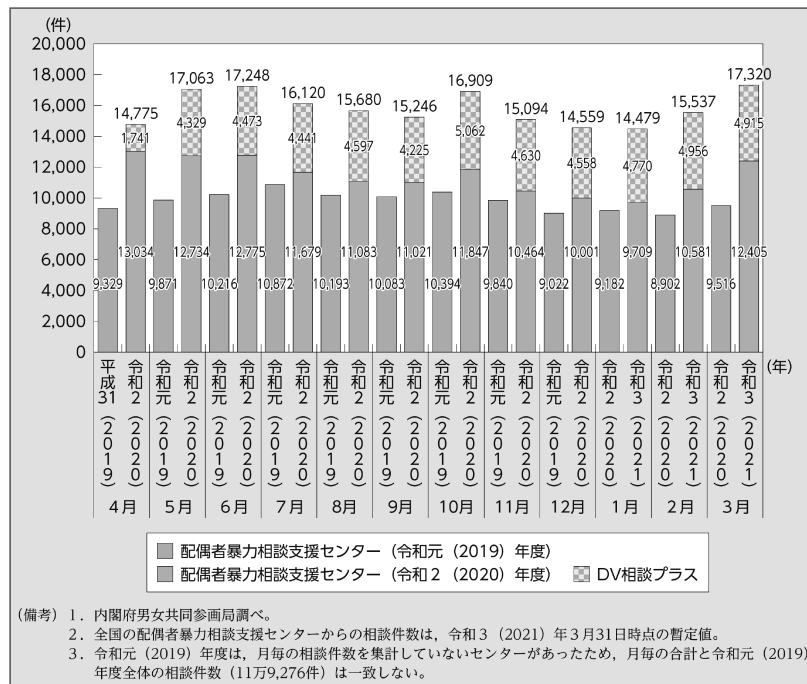


図10 DV（配偶者暴力）相談件数の推移

出典：令和3年版男女共同参画白書，28頁

	平成31・令和元年 (2019年) 合計	令和2年 (2020年) 合計	前年差
総数	20,169	21,081	912
男性	14,078	14,055	▲23
女性	6,091	7,026	935

図11 自殺者数の推移

出典：令和3年版男女共同参画白書，31頁

の自殺者数の増加幅の方が大きくなっている。令和2（2020）年の自殺者数を見ると、前の年と比べて、男性は23人減少したが、女性は935人増加した（図11）。

職業別に自殺者数の増減を見ると、令和2（2020）年度は前年度と比べて、女性は「無職者」が648人増加、「被雇用者・勤め人」が443人増加し、男性は「被雇用者・勤め人」が199人増加している。女性の「無職者」の中では「主婦」が最も増加（261人増加）しており、「学生・生徒等」の中では「高校生」が最も増加（69人増加）している（図12）。

厚生労働大臣指定法人いのちを支える自殺対策推進センターが令和2（2020）年10月21日に発表した「コロナ禍における自殺の動向に関する分析（緊急レポート）」*7によると、令和2（2020）年の自殺の動向は、例年とは明らかに異なっているという。また、女性の自殺の背景には、経済生活問題や勤務問題、DV（配偶者暴力）被害や

育児の悩み、介護疲れや精神疾患など、様々な問題が潜んでいるとされ、コロナ禍において、そうした自殺の要因になりかねない問題が深刻化したことが、女性の自殺者数の増加に影響を与えている可能性があるとして分析されている。このほか、ウェルテル効果と呼ばれる自殺報道の影響によって自殺が増える現象が見られること、緊急小口資金の貸付けなど政府の各種支援策が自殺の増加を抑制している可能性があることなど、様々な指摘がなされている。

3. ポストコロナ時代における男女共同参画の未来

(1) 政府の取組

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、我が国では、内閣総理大臣を本部長とし、全ての閣僚からなる「新型コロナウイルス感染症対策本部」（令和2（2020）年1月30日閣議決定）を設置し、令和2（2020）年4月7日の緊急事態宣言（以下、第1回緊急事態宣言）発出をはじめとして、総力を挙げて対策を講じている。また、コロナ下の女性への影響が特に深刻であることを受けて、女性や困難な問題を抱える人々に対する各種取組が行われている。

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2（2020）年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、「政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。」との文言が盛

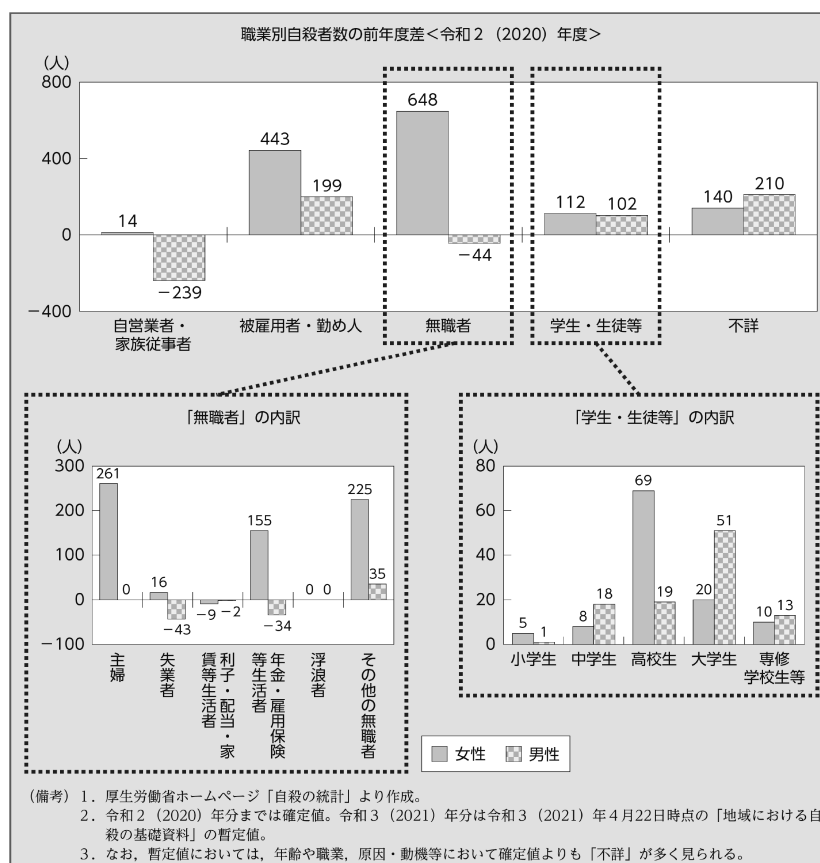


図12 自殺者数の増減

出典：令和3年版男女共同参画白書、36頁

り込まれ、その後、「特に、女性の生活や雇用への影響が深刻なものとなっていることに留意」する^{*8}、「必要な支援を適時適切に実施」する^{*9}との文言が新たに追加された。

内閣府では、令和2（2020）年9月に有識者による「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会（座長：白波瀬佐和子 東京大学大学院教授）」（以下、コロナ研究会）を立ち上げ、同年11月には、政府に対する緊急提言がまとめられた。政府は、同提言に盛り込まれた自殺やDV（配偶者暴力）の相談体制の強化や「ひとり親世帯臨時特別給付金」の給付等を経済対策に盛り込み、令和2（2020）年度第3次補正予算等での対応を進めた。

令和3（2021）年3月には、新たに任命された孤独・孤立対策担当大臣を議長とする「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」、「新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議」が開催され、非正規雇用労働者等に対する緊急支援策が打ち出された。

（2）新しい働き方に向けて

第1回緊急事態宣言を境に、我が国では、多くの就業者がテレワークを経験することになり、地域別、産業別、

年収別等で実施状況は異なるものの、普及・定着しつつある。

一方、テレワークを経験して感じたことを男女で比較すると、女性は「光熱費等の出費が増える」、「家事が増える」、「自分の時間が減ることがストレス」など家庭生活における課題を感じるが多く、男性は「通勤時間分を有意義に使える」、「通勤が少なくなりストレスが減る」、「時間のメリハリがつかず、勤務時間外も働いてしまう」、「自分の仕事のスペースを十分に確保できない」など仕事についての課題等を感じるが多いことが分かる（図13）。

このほか、テレワークと男性の家事・育児時間への影響を見てみると、テレワークを継続している男性は、テレワークを中止した男性と比べて、家事・育児時間が増加しているとの調査結果もある（図14）。

今後のテレワーク継続意向を見ると、就業者全体の36.7%がテレワークの実施を希望している²⁾。また、小3以下の子供がいる人は、今後のテレワークについて「積極的にしたい」又は「出来ればしたい」と答えた割合が男女ともに39.2%であり³⁾、テレワークの継続に積極的である。

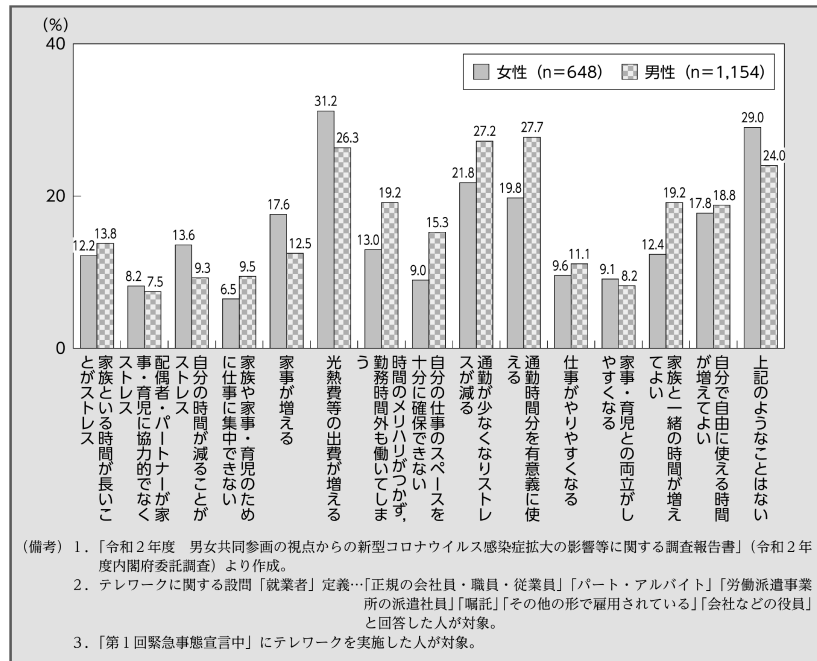


図13 テレワークを経験して感じたこと（テレワークを経験した就業者）

出典：令和3年版男女共同参画白書、57頁

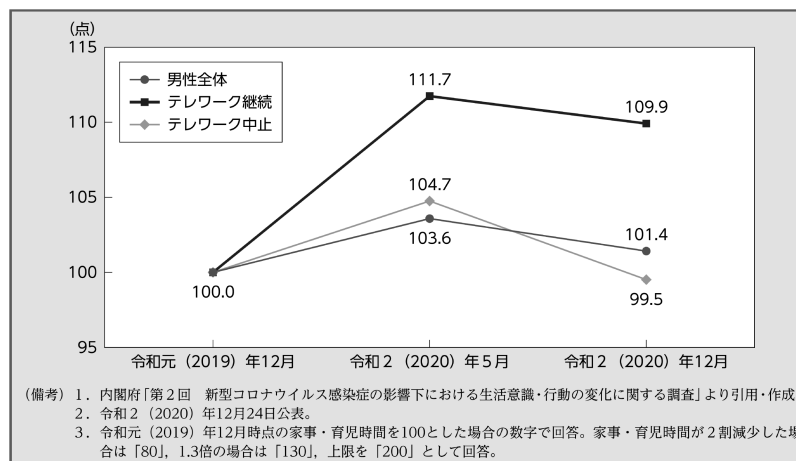


図14 テレワークの継続状況別 男性の家事・育児時間の変化の推移（平均値）

出典：令和3年版男女共同参画白書、59頁

テレワークの活用が広がったことにより、時短勤務であった子育て中の女性がフルタイム勤務に変更できた、といった事例も報告されている⁴⁾。また、新型コロナウイルスの感染拡大以降高まっている地方移住への関心の理由に「テレワークによって地方でも同様に働けると感じたため」を挙げる人が出てきているとの調査結果⁵⁾もあり、女性の活躍、家事・育児や介護と仕事の両立、柔軟な働き方の推進という観点から、テレワークの役割は今後ますます重要になってくる。使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことのできる良質なテレワークを推進、定着させていくことが必要である。

コロナ研究会の報告書では、「働き方」について、労働時間の柔軟性のなさが大きな壁の一つになっていると指摘している。柔軟な働き方の推進は、育児、介護以外にも、教育、治療等と仕事の両立につながるため、女性だけでなく、男性にとっても大きなメリットがある。コロナ下で、半ば強制的に在宅勤務を含む働き方改革が実施されることになった結果、企業は在宅勤務でも生産性が落ちない仕事があることを経験し、政府の会議でもこれまでは難しいと考えられていたオンライン開催が普及するなど、働き方に関する「難しい」という思い込みが「やればできる」に変わってきている。このような変革の

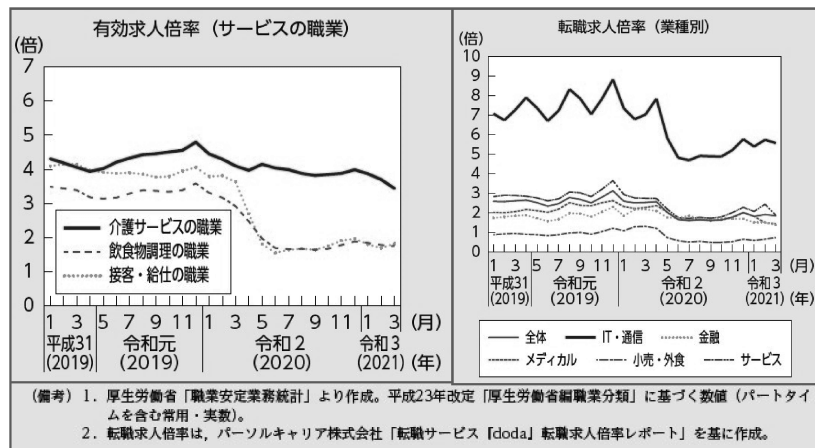


図15 有効求人倍率・転職求人倍率
出典：令和3年版男女共同参画白書、64頁

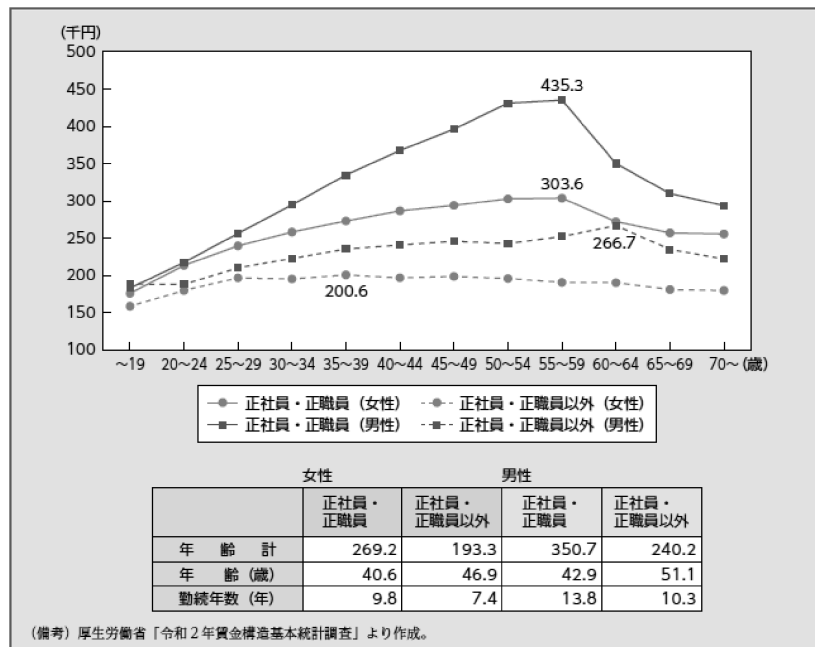


図16 所定内給与額
出典：令和3年版男女共同参画白書、65頁

動きを止めずに、テレワークの活用とあわせて、柔軟な働き方の推進を加速させていく必要がある。

産業構造の変化にも注目する必要がある。コロナ下の厳しい雇用情勢の中でも、医療・福祉、情報通信業等は、就業者数を増加させている。介護サービスの職業については、第1回緊急事態宣言後も有効求人倍率が3～4倍以上で推移しており、ニーズが高い。IT関連の転職求人倍率も高く推移している（図15）。

今後は、このようなニーズのある分野や成長分野等へのシフトが重要であり、そのための人材育成、マッチング、勤務環境の改善等が必要である。

なお、所定内給与額は、男女別、雇用形態別で格差が

ある（図16）。このうち、情報通信業、医療・福祉に焦点を当てて所定内給与額を経験年数別に見てみると、男女格差に加え、介護関連の職業の所定内給与額が総じて低くなっている（図17）。

(3) 新しい暮らし方に向けて

第1回緊急事態宣言を経て、1日の時間の使い方に変化が生じたのだろうか。1日の時間の使い方について、新型コロナウイルス拡大前と比較すると、男性の仕事時間が減少した分、育児時間が増加したため、男性の育児参画が進んだように見える。ただし、女性の育児時間も同様に増加しており、家事時間については変化がないことか

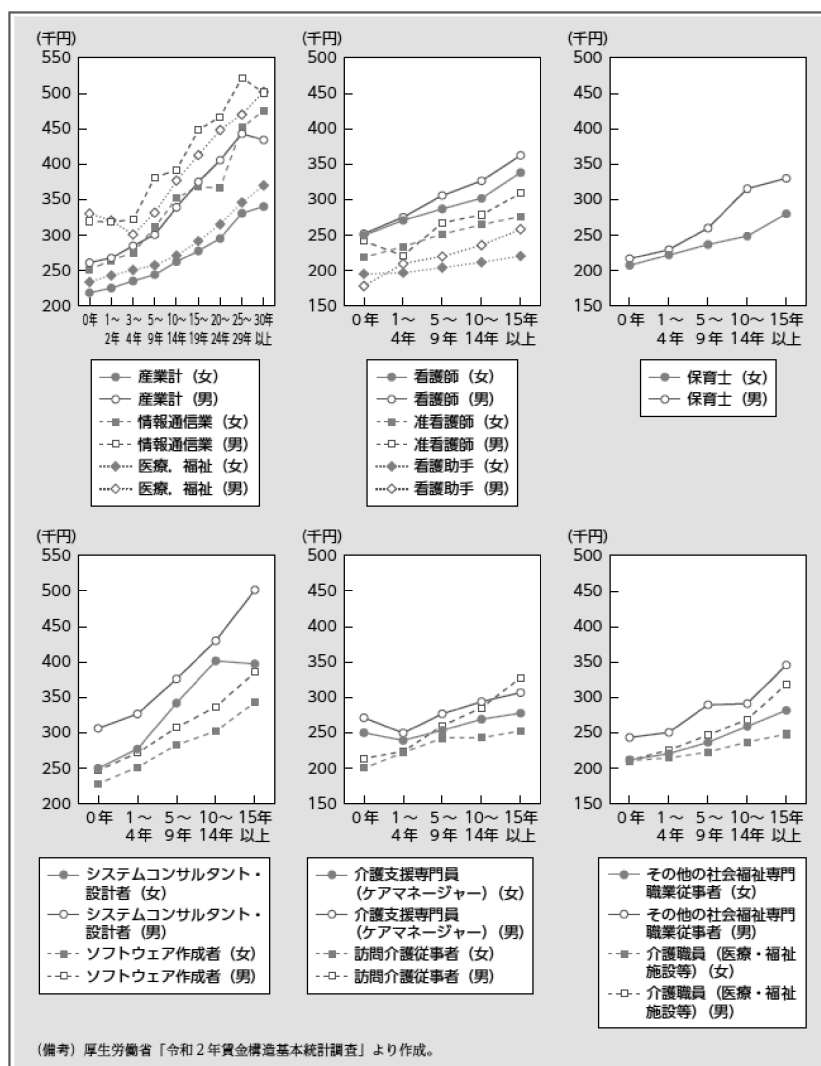


図17 所定内給与額の推移

出典：令和3年版男女共同参画白書，66頁

ら、女性が男性の2倍以上の家事・育児をしている傾向は、第1回緊急事態宣言の前と後で変わらない（図18）。

家事・育児等の無償ケアを女性が多く担っていることは、家庭内に男女間の不平等があることを反映しているものと考えられる。柔軟な働き方の推進の必要性については前述のとおりであるが、家庭内の固定的な性別役割分担意識が変化しないまま、柔軟な働き方が進んでいくのであれば、女性の労働参画や活躍にはつながらない。コロナ下で男性の家事・育児の参画拡大に向けた前向きな兆しも見られるところであり、この経験を踏まえ、無償ケアについて男性と女性の間でより良い形での分担を考え、そして、公共・民間サービスの活用も含め、それぞれの家庭の状況に応じた選択ができる環境の整備を進めていく必要がある。

新型コロナ感染拡大前と比較して「夫」「夫と妻」の家事・育児の役割が増加した世帯の約42%が「夫婦の関係が良くなった」又は「夫婦の関係がやや良くなった」と

回答しており⁶⁾、男性の家事・育児参画は、良好な家族関係の構築のきっかけとなっている。

新型コロナ感染拡大前と比べ、結婚への関心が高まっていること、配偶者のいる人の方が配偶者のいない人よりも幸福度が高いという調査結果⁷⁾⁸⁾にも注目したい。コロナ下で対人関係の直接的なつながりが希薄になる中、家族関係を求める動き、家族の存在を心の拠り所になっている人が多いことがうかがわれる。一方で、外出制限により家族が一日中家にいることがストレスの要因となっている女性もいた。もともとうまくいっている家族にはプラスに働き、問題を抱える家族においてはその問題が顕在化した結果と考えられる。

(4) 男女共同参画の未来

前述のとおり、コロナ下では、就業面・生活面ともに、男女に異なる影響が表れている。

この点について、コロナ研究会の報告書では、我が国

夫婦と子供から成る世帯 (有業者)(仕事のある1日)		令和2(2020)年度 調査	令和元(2019)年度 調査	時間の増減
仕事時間	女性	6時間42分	7時間18分	-36分
	男性	9時間09分	9時間34分	-25分
家事時間	女性	2時間29分	2時間31分	-2分
	男性	0時間50分	0時間49分	+1分
育児時間	女性	2時間13分	1時間43分	+30分
	男性	0時間55分	0時間31分	+24分
介護時間	女性	0時間49分	1時間02分	-13分
	男性	0時間41分	1時間06分	-25分

(備考)「令和2年度 男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」
(令和2年度内閣府委託調査)より作成。

図18 1日の時間の使い方

出典：令和3年版男女共同参画白書、67頁

で新型コロナが女性に対して強い影響を及ぼした背景の一つに、個人の働き方や家族形態が急速に変化し、女性の所得がもはや家計の補助ではなく不可欠なものとなるなど社会構造が変化しているにも関わらず、依然として高度経済成長期の「正社員の夫と専業主婦の妻」をモデルとした制度や慣行が残存していることを挙げている。そのうえで、そのモデルに当てはまらないひとり親や単身非正規雇用労働者等の女性が増加していることや、そのモデルの中での合理的な選択として家事・育児・介護を一手に担い短時間就労を選択してきた経済的基盤の脆弱な女性が多く存在していることを、社会構造上の問題点として指摘している。また、固定的な性別役割分担意識により、コロナ下で家事・育児・介護が更に女性に集中してしまっている状況にも警鐘を鳴らしている。

そして、DV（配偶者暴力）については、身体的暴力だけではなく、精神的暴力、経済的暴力が顕在化したこと、かなり深刻なDV（配偶者暴力）を受けていても、経済的な自立への不安から逃げられない、家にとどまるしかないという人たちがいること、逆に、もともと悪かった家庭環境が、コロナ下の家族の失職や在宅時間の増加等によりますます悪化・深刻化し、家での居場所を失った女性がSNSを通じて知り合った者から性暴力の被害に遭ってしまうなどの実態、さらに自殺との関連では、若年女性の支援団体からの「もともと崖の近くにいた人がコロナ下で崖のぎりぎりまで追い詰められているように感じる」といった切実な現場の声等も報告されている。

新しい働き方については、我が国では、緊急事態宣言に伴う外出自粛を契機に、テレワークが普及・定着しつつあり、仕事時間の減少は、男性の家事・育児参画を促した。しかし、テレワークの継続希望率は男女とも高い

ものの、緊急事態宣言が解除されると元に戻る傾向も見受けられる。柔軟な働き方が可能になり女性が働きやすくなる一方で、家事・育児等の時間・分担が女性に偏ったまま、家族と過ごす時間が増えることにより、女性の新たな負担増加になることが懸念されている。

現在は、産業構造の転換点である。デジタル等、成長分野への女性の雇用のシフトは、女性のスキルアップが伴えば、経済的自立に向けた、勤務環境の改善、収入増加、地位向上につながることが期待される。既に女性のデジタル人材育成やマッチング等の就労支援等、各種施策が講じられているが、一層強力に推し進めていく必要がある。また、慢性的な人手不足の介護分野への雇用のシフトを進めるうえでは、勤務環境の改善が重要である。

新型コロナという未曾有の危機とそれに伴う経済社会の構造変化は、女性の地位向上を図るチャンスでもある。この流れを後押しするよう、時期を逸せず、ジェンダー視点を踏まえた政策を次々と打つ必要があり、そのためには、意思決定の場における女性の参画、女性の政治参画も重要である。

コロナ研究会の報告書では、ポストコロナに向けた取組として、①ジェンダー統計・分析の重要性、②ジェンダー平等・男女共同参画への取組、③女性の参画、④制度・慣行の見直しが提言されている。

そして、配偶者控除などの既存の社会制度が「男性は外で働き、女性は家庭で家事・育児に専念すべき」との価値観形成に影響しているとの指摘や、配偶者手当が就業調整の要因となっているとの指摘などを紹介し、多くの社会的な諸制度が、ジェンダーによって偏重した価値観、規範のもとに形成されてきた現実を直視し、ジェンダーの違いを超えて個々人が自由に選択できる社会環

境の整備を進めることが重要であるとしている。また、このような改革の動きが、これまで十分に反映されてこなかった女性をはじめとする様々な声を広く社会に反映させ、多様な意思決定過程への参画の重要な意味を再確認させることが、結果として、幅広い女性活躍に代表されるダイバーシティの拡大につながっていくものとしている。あわせて、人々がコロナを契機に「新しい日常」への適応を迫られていることは、固定的な性別役割分担意識とそれに立脚した様々な制度、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）を見直す良い機会であることを強調している。

これらも踏まえ、男女共同参画白書は、「この機に、ポストコロナ時代を見据えた男女共同参画を強力に進め、我が国の一人ひとりがこの国に生まれてきて良かったと思える社会、誰一人取り残さない社会を実現する。そこにこそ、男女共同参画の未来がある。」と結んでいる。

おわりに

令和2（2020）年12月25日に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」*10は、新型コロナウイルスの影響を踏まえたコロナ下の計画となっている。同計画の冒頭では、「支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないよう、今ほど男女共同参画の視点が求められている時代もない。」としたうえで、「男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現につながるものである。第5次男女共同参画基本計画は、以上のような観点を踏まえ、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指して、策定されるものである。」との方向性を示している。

また、令和3（2021）年6月16日に決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」には、これまでの分析、問題意識を反映させ、「新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、我が国では、その影響は特に女性に強く表れている。これは、コロナによる経済や生活に対する直接的な影響のみならず、平時においてジェンダー平等・男女共同参画の取組が著しく遅れていたことを示すものである。このため、コロナ対策において女性に最大限配慮するとともに、構造的な問題にも取り組む必要がある。」との認識を示したうえで、基本的な考え方に「コロナ対策の中心に女性を」を掲げ、政府全体として速やかに取組を進めることとしている。女性デジタル人材育成の推進やひとり親に対する職業訓練といった雇用・労働面の取組に加え、妊産婦への支援や女性に寄り添っ

たアウトリーチ型相談支援等の推進、「生理の貧困」への支援などに取り組むほか、コロナの影響の根底にある男女間の賃金格差も含めた経済的格差の要因分析と対応策について検討することとされている。

男女共同参画は、日本政府の重要かつ確固たる方針であるとともに、国際社会で共有されている規範である。コロナ下で顕在化した様々な男女共同参画・ジェンダー平等の課題に真摯に取り組み、ポストコロナ・未来に向けて施策を進めていく。

脚 注

- *1 平成13（2001）年1月の中央省庁等再編によって、重要政策に関する会議の一つとして、男女共同参画審議会を発展的に継承するものとして設置された。内閣官房長官を議長とし、各省大臣等12名及び学識経験者12名の総計25名で構成され、男女共同参画基本計画作成に当たり、内閣総理大臣に意見を行う。
- *2 男女共同参画白書は、我が国の男女共同参画社会の実現に向けた「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」に基づいて国会に毎年報告される法定白書である。男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の促進に関する施策等をまとめている。
- *3 令和2（2020）年の完全失業率（実測値）と、平成27（2015）年から令和元（2019）年までのデータから作成した予測モデルで算出した令和2（2020）年の完全失業率（予測値）の差で影響度合いを評価。
- *4 令和2（2020）年2月28日に文部科学省より小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業が要請された。
- *5 平成27（2015）年から平成31・令和元（2019）年までのデータから予測モデルを作成して算出。
- *6 当該推定に当たっては、子供がいる人といない人の間の、学歴、年齢、地域、産業、職業、雇用形態の差は除去している。
- *7 本報告書については、「コロナ禍における自殺の動向を精緻に分析するために必要なデータが揃っておらず、現時点における分析は不十分なものとならざるを得ない。また分析を進めるほどに、時間をかけて詳細な分析を行う必要性に直面しているところだが、現時点で分かったことだけでも早めに公表すべきと判断し、今回、中間的な報告を行うことにした。」などの留意点が記されている。
- *8 令和3（2021）年1月7日。
- *9 令和3（2021）年4月23日。
- *10 男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるもの。

文 献

- 1) 独立行政法人 労働政策研究・研修機構. 新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響に関する緊急調査 (2020 (令和 2) 年12月10日公表). 2020.
- 2) 内閣府. 第 2 回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査 (2020 (令和 2) 年12月24日公表). 2020.
- 3) 内閣府. 男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書 (令和 2 年度内閣府委託調査). 2021.
- 4) コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会. コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書 ～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～ (2021 (令和 3) 年 4 月28日公表). 内閣府, 2021.
- 5) 前掲 2)
- 6) 前掲 2)
- 7) 前掲 2)
- 8) 前掲 3)